

別記様式第1号の2（第3条、第51条の8関係）

消防計画作成（変更）届出書

令和〇〇年△△月□□日

松阪地区広域消防組合消防長 殿

防火 管理者
防災

住 所 三重県松阪市川井町 1001 番地 1

氏 名 消防 花子

別添のとおり、防火
防災 管理に係る消防計画作成（変更）したので届け出ます。

管理権原者の氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	松阪 太郎		
防火対象物 又は 建築物その他の工作物の所在地	松阪市川井町 1001 番地		
防火対象物 又は 建築物その他の工作物の名称 (変更の場合は、変更後の名称)	〇〇〇〇町公民館 ※建物の名称を記載		
複数権原の場合に管理権原 に属する部分の名称 (変更の場合は、変更後の名称)	※建物の一部のみを所有、占有、管理している場合は、その部分 の名称を記載。		
防火対象物 又は 建築物その他の工作物の用途 ^{※1} (変更の場合は、変更後の用途)	公民館	令別表第1 ^{※1}	(1) 項口
その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)			
受 付 欄 ^{※2}	経 過 欄 ^{※2}		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
3 ※1 欄は、複数権原の場合にあつては管理権原に属する部分の情報を記入すること。
4 ※2 欄は、記入しないこと。



公民館・集会場の消防計画

公民館、集会場のどちらかに○をしてください。

第1条 この計画は、火災、地震等の災害の予防及び人命の安全の確保のため、利用者全員が守らなければならない。

第2条 管理権原者は、防火管理に関するすべての責任を有し、次の事項を行う。

- (1) 防火管理者を選任（解任）、消防長への届出
- (2) 防火管理者が消防計画を作成する場合の必要な指示
- (3) 防火上の建築構造の不備や消防用設備等の不備・欠陥事項がある場合の速やかな改修
- (4) 役員の交代等の際の防火管理者の選任（解任）、消防用設備等の維持管理、改修計画等の確実な申し送り

第3条 防火管理者は、次の業務を行い、または消防機関への届出、報告を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）、消防長への届出
- (2) 利用者への火災予防対策等の周知(利用注意事項の掲示)
- (3) 通報、消火、避難誘導などの消防訓練の実施と通知
- (4) 建物、火気使用設備器具等の自主検査と、消防用設備等の点検結果報告
- (5) 火気の使用、取扱いに関する指導
- (6) 収容人員の把握と安全管理
- (7) 管理権原者への防火上の提案や報告
- (8) その他防火管理について必要な業務

第4条 防火管理委員会の組織を、次のとおりとする。

会長 (自治会長等)	消防太郎	委員	消防一郎
副会長	消防次郎		
防火管理者	消防花子		

- (1) 定例会を（4）月に開催し、臨時会を必要に応じ開催する。
- (2) 委員会は、防火管理業務の推進に必要な事項を審議する。
- (3) 委員は、防火管理者の補佐を行う。

第5条 自衛消防活動は、利用者全員で協力して活動し、対処するものとする。

第6条 消防訓練の実施

- (1) 消火、通報、避難などの消火訓練を、年2回以上実施する。
- (2) 消防訓練を実施するときは、消防訓練通知書を消防署に提出する。

第7条 消防用設備等、建物・避難施設、火気設備等の維持管理

- (1) 管理権原者は、消防法第17条の3の3に基づき、消防用設備等の定期点検を次のとおり実施し、その結果を維持台帳に記録するとともに、1年に1回消防長に報告する。

設備等の種類	点検実施月	
	機器点検	総合点検
消 火 器	4月 10月	
非 常 警 報 設 備	4月	4月
誘 導 灯	4月 10月	

- (2) 建物、避難施設、火気設備器具等の点検及び管理は、防火管理委員会で行う。

第8条 利用者は、次のことを守る。

- (1) 喫煙は、指定された場所で行う。
- (2) 避難口、避難通路等には、避難の支障になる物を置かない。
- (3) 退館時は、灰皿、火気設備器具等の安全を確認する。
- (4) 火気設備器具等の周辺は常に整理整頓し、適正に使用する。
- (5) 地震時は身の安全を確保し、揺れがおさまって火気設備等の使用をやめ、安全を確認し、安全な場所に避難する。
- (6) 利用責任者は、火災発生時119番に通報を行う。
- (7) その他、火災を起こさないように注意する。

附 則

この計画は、 年 月 日から適用する。